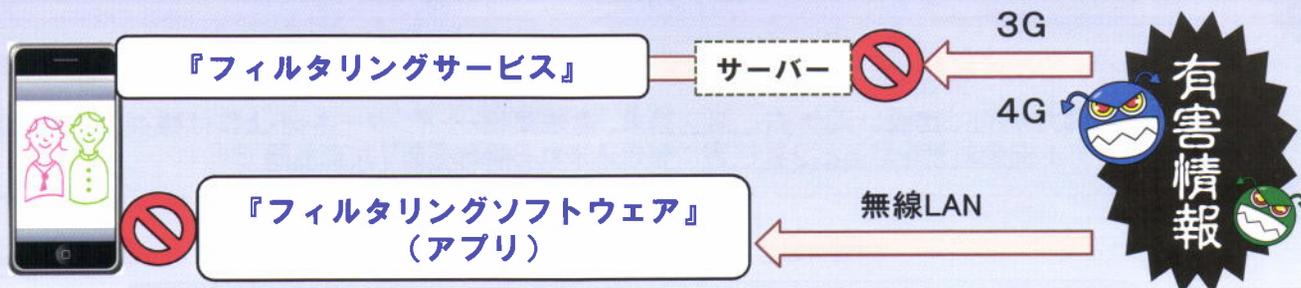


1 フィルタリングサービスとは？

インターネット上の情報を一定の基準で評価判別し、青少年に見せたくないサイト（自殺・暴力・虐待・アダルト・違法薬物サイト等）の閲覧を制限する機能のことです。

フィルタリングは接続する回線ごとに必要であり、スマートフォンの場合、携帯電話回線（4G、3Gなど）に対応する『フィルタリングサービス』と、無線LAN回線（Wi-Fiなど）に対応する『フィルタリングソフトウェア』（アプリ）の2通りの設定が必要です。



※フィルタリングの設定方法は携帯電話事業者によって異なります。詳しくは、ご利用の携帯電話事業者又は販売店にお問い合わせください。

2 家庭で話し合い、ルールをつくろう！

アダルトサイトや出会い系サイトなどの有害サイトや、コミュニティサイトを通じたトラブル、ネット依存症など、インターネット利用に関係した問題が増えています。

インターネットを安全・安心に利用するには、インターネットについて、親子で一緒に考え、正しく理解することが重要です。

フィルタリングだけでは万全ではありません！

有害サイトの一部には、フィルタリングによる制限対象にならないものもあります。

コミュニティサイトは利用を誤るとトラブルに巻き込まれる恐れがあります！

個人情報の流出や悪質な書き込みなどは、トラブルや犯罪を誘発する可能性があります。

長時間のインターネット利用は、日常生活に支障をきたします。

携帯電話は生活を便利にする道具ですが、過剰な利用は健康や学業に影響を与えます。



～ 家庭におけるルールの例 ～

- ・使ってもよい時間・場所を決める
- ・利用料金の上限を決める
- ・ネット上で知り合った人とは会わない
- ・個人情報・悪口を書き込まない
- ・写真などの画像を安易に公開しない
- ・困った時は必ず大人に相談する



大人がインターネットを正しく理解し、子どもを有害情報から守りましょう！



～保護者の皆様へ～

平成26年10月1日施行

有害情報から子どもたちを守るため、 岐阜県青少年健全育成条例が改正されました！

青少年がスマートフォン等の携帯電話でインターネットを利用する場合には、
“正当な理由”がない限り、フィルタリングサービスを外すことはできません

今や生活に欠かせないインターネット・・・**便利な反面“危険”もいっぱい!**

アダルトサイト、暴力サイト、出会い系サイト、架空請求、違法薬物・・・インターネット上には様々な有害情報が氾濫しています！安全対策を怠ると犯罪被害に巻き込まれる恐れもあり大変危険です！

岐阜県青少年健全育成条例の改正

(平成26年10月1日施行)

青少年が使用するスマートフォン等の携帯電話について、
保護者には以下の事項が義務付けられました。

① **フィルタリングサービスを利用しない場合、
携帯電話事業者(販売店)に書面を提出しなければなりません!**

～ 青少年が使用する携帯電話の契約の流れ ～

事業者から、携帯電話の使用者が青少年(18歳未満)であるかどうかの確認を受けます。



事業者から、有害情報閲覧のリスクやフィルタリングサービスの内容等の説明を受けます。



**フィルタリング
サービス
を利用する**

事業者と利用の手続きを行ってください。

**フィルタリング
サービス
を利用しない**

※事業者には、携帯電話の使用者が青少年であるかどうかを確認し、有害情報閲覧のリスクやフィルタリングサービスの内容等の説明が義務付けられています。
※保護者には、事業者の説明に協力することが義務付けられています。

【フィルタリングサービスを利用しない正当な理由】

- ア、就労している青少年の業務に著しい支障が生ずる
- イ、心身に疾病や障がい有する青少年の日常生活に著しい支障を生ずる
- ウ、保護者が青少年のインターネット利用状況を適切に把握し、有害情報を閲覧・視聴できないようにする



左記の『**フィルタリングサービスを利用しない正当な理由**』を記載した書面を事業者に提出しなければなりません。

② **家庭において、青少年のインターネット利用状況を適切に管理し、ルールづくりに努めなければなりません!**